



鳥取県公報

平成17年 5月17日(火)
第 7 6 8 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (416) (日野総合事務所福祉保健局) 1
	児童福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (417) (＃) 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (418) (＃) 2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (419) (＃) 2
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の事業所の変更の届出 (420) (＃) 3
	知的障害者福祉法による指定居宅支援の事業の廃止の届出 (421) (＃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (422) (協働推進室) 3
	農地保有合理化事業規程の変更の承認 (423) (経営支援課) 4
	国土調査法による事業計画の決定 (424) (耕地課) 4
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (425) (水産課) 5
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の消滅 (426) (＃) 6
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を 求めるための発起人の届出 (427) (＃) 6
	土地改良区の役員の就任 (428) (鳥取地方農林振興局) 7
	土地改良区の役員の就退任 (429) (＃) 7
	土地改良区の役員の就退任 (430) (八頭地方農林振興局) 8
公 告	鳥取県情報公開条例の運用状況 (県民室) 9
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 10
調達公告	一般競争入札の実施 (行政経営推進課) 11
	一般競争入札の実施 (3件) (病院局総務課) 13

告 示

鳥取県告示第416号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	日野郡日野町根雨341-1	居宅介護	平成17年4月1日
〃	〃	セルプひの	〃	短期入所	〃

鳥取県告示第417号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	児童居宅生活支援事業を行う事業所の名称	児童居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	児童居宅支援の種類	廃止年月日
日南町	日野郡日南町霞800	日南町訪問介護事業所	日野郡日南町霞729	居宅介護	平成17年3月31日

鳥取県告示第418号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	日野郡日野町根雨341-1	居宅介護	平成17年4月1日

鳥取県告示第419号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	廃止年月日
日南町	日野郡日南町霞800	日南町訪問介護事業所	日野郡日南町霞729	居宅介護	平成17年 3月 31日

鳥取県告示第420号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定に係る知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	変更年月日
社会福祉法人祥和会	西伯郡南部町福成3293	サポートセンターなごみ	日野郡日野町根雨341 - 1	居宅介護	平成17年 4月 1日
〃	〃	セルプひの	〃	短期入所	〃

鳥取県告示第421号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定に基づき、指定居宅支援事業者から指定居宅支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	廃止年月日
日南町	日野郡日南町霞800	日南町訪問介護事業所	日野郡日南町霞729	居宅介護	平成17年 3月 31日

鳥取県告示第422号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成17年6月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 5月17日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成17年 4月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 暮らしのお手伝い よねさと

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

秋口 政俊

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市古郡家105

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、主に米里地区住民に、防犯防災に関する啓発活動・マップ製作・講習会・耐震器具の斡旋取り付け等の地域安全活動、環境美化意識向上のためのリサイクル活動・広報活動・講習会等の環境保全活動、子どもと高齢者の世代間交流事業等子どもの健全育成活動、地産地消支援のための生産者と消費者のふれあい市開催等町づくり推進活動など諸事業を実施することにより地域の活性化に貢献し、もって米里地区住民の福祉増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第423号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 変更の承認を受けた者の名称及び所在地

財団法人 鹿野ふるさと振興公社

鳥取市鹿野町今市418 - 2

2 変更承認年月日

平成17年 5月12日

3 変更承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

研修等事業

鳥取県告示第424号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成17年度における事業計画を卯木のとおりに定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥取市	鳥取市正蓮寺、桜谷、東今在家、雲山、国府町神垣、福部町中、福部町久志羅、福部町南田、福部町左近、福部町蔵見、河原町郷原、用瀬町別府、気高町日光、気高町下坂本、鹿野町乙亥正及び青谷町山根の各一部	平成18年3月31日まで	11.45
米子市	米子市淀江町西原、淀江町福井、淀江町福頼、淀江町平岡及び淀江町稲吉の各一部	〃	1.17
倉吉市	倉吉市福積、福守、不入岡、国府、関金町今西及び関金町堀の各一部	〃	3.20
岩美町	岩美郡岩美町大字陸上及び大字浦富の各一部	〃	0.89
若桜町	八頭郡若桜町大字屋堂羅、大字赤松及び大字来見野の各一部	〃	0.59
八頭町	八頭郡八頭町清徳の全部並びに八頭郡八頭町山路、隼郡家、見槻中、船岡、大坪、稗谷、西谷、見槻、延命寺、山上、上峰寺及び下峰寺の各一部	〃	8.31
三朝町	東伯郡三朝町大字穴鴨、大字下西谷、大字鎌田、大字余戸、大字助谷、大字片柴、大字吉田、大字下谷及び大字福田の各一部	〃	3.95
北条町	東伯郡北条町曲の一部	〃	1.00
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字旭の全部並びに東伯郡湯梨浜町大字久見、大字中興寺、大字田畑、大字引地、大字小鹿谷、大字松崎、大字藤津、大字宮内、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田及び大字佐美の各一部	〃	2.54
琴浦町	東伯郡琴浦町大字田越、大字三保及び大字赤碕の各一部	〃	0.73
大山町	西伯郡大山町宮内、佐摩、今在家、前、豊房、八重、樋口、栄田、束積、下市、松河原及び長野の各一部	〃	4.75
南部町	西伯郡南部町猪小路、原、朝金、天満、宮前、諸木、田住及び市山の各一部	〃	3.30
伯耆町	西伯郡伯耆町久古、福岡原、岸本、小林、真野、父原及び古市の各一部	〃	2.35
日南町	日野郡日南町矢戸、三栄、阿毘縁及び花口の各一部	〃	10.21
日野町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.50
江府町	日野郡江府町大字助沢及び大字貝田の各一部	〃	1.76

鳥取県告示第425号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大山加入区及び淀江加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第426号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号に該当し、同項の規定により次に掲げる加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

加入区の名称	加 入 区 の 区 域
旧中山加入区	平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町一円
旧御来屋加入区	平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町一円
旧淀江加入区	西伯郡日吉津村、平成17年3月28日合併前の西伯郡大山町及び同月31日市町合併前の西伯郡淀江町の区域

鳥取県告示第427号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

届出事項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間
岩美郡岩美町大字田後309 湯口 幸雄 岩美郡庭美長大字田後278 - 3 舟木 義昭	田後加入区	田後漁業協同組合	岩美郡岩美町大字田後68 田後漁業協同組合	平成17年 5月17日から 同月31日まで
東伯郡琴浦町大字赤碕1532 市場 武 東伯郡琴浦町大字八橋562 松田 幹夫	赤碕加入区	赤碕町漁業協同組合	東伯郡琴浦町大字赤碕1735 赤碕町漁業協同組合	〃
境港市中野町563 景山 一夫 境港市竹内町17 - 2 大谷 登志二	境港加入区	鳥取県漁業協同組合	境港市中野町3305 鳥取県漁業協同組合境港支所	〃

鳥取県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月17日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

就任した役員の氏名及び住所

理 事 森 謙 二 鳥取市湯所町一丁目323

平成17年4月1日就任 任期平成18年9月21日まで

鳥取県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月17日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 近 藤 元

退任した役員の氏名及び住所

理 事 三 輪 武 弘 鳥取市美和147

" 霜 田 充 鳥取市宮長97

" 田 中 義 弘 鳥取市円通寺405

" 高 見 則 夫 鳥取市蔵田245

" 田 村 正 男 鳥取市馬場171 - 5

" 福 田 均 鳥取市馬場312 - 2

" 横 山 勉 鳥取市国安901 - 9

" 藤 岡 収 鳥取市国安80

" 山 根 久 美 鳥取市数津198 - 1

" 玉 木 正 市 鳥取市叶164

" 三 谷 伝 鳥取市富安333 - 5

" 川 口 隼 成 鳥取市雲山93

" 徳 尾 貞 昌 鳥取市中大路125

" 田 中 岩 蔵 鳥取市西大路135

監 事 廣 岡 寿 孝 鳥取市橋本29 - 2

" 藤 岡 芳 満 鳥取市古市637

" 徳 長 繁太郎 鳥取市東大路99 - 1

平成17年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 三 輪 武 弘 鳥取市美和147

" 霜 田 充 鳥取市宮長97

" 田 中 義 弘 鳥取市円通寺405

" 岡 嶋 英 治 鳥取市八坂194

" 廣 岡 進 鳥取市橋本47 - 3

〃 高 見 則 夫 鳥取市蔵田245
〃 福 田 均 鳥取市馬場312 - 2
〃 西 村 育 雄 鳥取市国安87 - 4
〃 種 田 栄 二 鳥取市国安534 - 2
〃 西 尾 義 昭 鳥取市数津164
〃 中 尾 亨 鳥取市叶448
〃 鈴 木 猛 夫 鳥取市吉成一丁目2 - 13
〃 村 山 博 康 鳥取市雲山107 - 1
〃 山 下 貞 雄 鳥取市中大路127
〃 山 根 健 詳 鳥取市西大路124
監 事 田 村 正 男 鳥取市馬場171 - 5
〃 倉 光 政 寿 鳥取市大覚寺23
〃 田 中 和 夫 鳥取市東大路89
平成17年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年5月17日

鳥取県八頭地方農林振興局長 寺 坂 安 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 川 竹 治 八頭郡八頭町隼郡家304
〃 石 川 雄 光 八頭郡八頭町花272
〃 梶 川 昭 基 鳥取市河原町高福215
〃 三 木 善 市 八頭郡八頭町三谷140
〃 奥 田 隆 雄 八頭郡八頭町池田295
〃 猪 本 正 己 八頭郡八頭町石田百井72
〃 岩 城 正 一 八頭郡八頭町船岡300
監 事 蓮 佛 寛 治 鳥取市河原町山手431
〃 下 田 良 仁 八頭郡八頭町市谷420
〃 岩 城 義 信 八頭郡八頭町船岡459
平成17年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 梶 川 昭 基 鳥取市河原町高福215
〃 中 川 竹 治 八頭郡八頭町隼郡家304
〃 石 川 雄 光 八頭郡八頭町花272
〃 奥 田 隆 雄 八頭郡八頭町池田295
〃 三 木 善 市 鳥取市河原町三谷140
〃 猪 本 正 己 八頭郡八頭町石田百井72
〃 岩 城 正 一 八頭郡八頭町船岡300
監 事 岩 城 義 信 八頭郡八頭町船岡459

- ” 山 根 貞 巳 鳥取市河原町今在家434
 ” 安 藤 和 幸 八頭郡八頭町郡家264 - 1
 平成17年4月1日就任 任期4年

公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第41条の規定により、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成17年5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況 (件)

区 分	件数	処理状況					
		開 示	部分開示	非開示	取下げ	不存在	存否応答拒否
公文書開示請求	209	105	80	3	0	27	1
任意的開示の申出	27	15	10	1	0	2	0
合 計	236	120	90	4	0	29	1

(注) 公文書開示請求件数と処理状況件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つの開示決定等を行ったものがあるからである。

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳 (件)

実施機関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知事（知事部局）	防災局	0	0
	総務部	49	4
	企画部	8	0
	文化観光局	1	0
	福祉保健部	38	0
	生活環境部	18	3
	商工労働部	1	0
	農林水産部	5	2
	県土整備部	41	3
	出納局	1	0
	小計	162	12
知事（企業局）	1	0	1
教育委員会	14	11	25
公安委員会	0	0	0
警察本部長	31	2	33
選挙管理委員会	1	0	1
人事委員会	0	1	1

監査委員	3	0	3
労働委員会	0	0	0
収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
病院事業管理者	0	1	1
鳥取県住宅供給公社	1	0	0
鳥取県土地開発公社	0	0	0
合 計	213	27	240

(注) 1の件数欄の数と2の合計欄の数が異なるのは、1件の請求が2つの部局にまたがるものがあるからである。

3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳

(件)

請 求 者	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
(1) 県の区域内に住所を有する者	130	0	130
(2) 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者	22	0	22
(3) 県の区域内に所在する学校に在学する者	0	0	0
(4) 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体	56	0	56
(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は 事業に利害関係を有するもの	1	0	1
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	0	27	27
合 計	209	27	236

4 不服申立ての件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			異議申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
3	1	0	2	0	1	1	0	1	0

銃砲刀剣類所持取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年5月17日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	平成17年 6月 8日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	米子市上福原1226 - 4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
	平成17年 6月30日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟 2 階執行部控室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年 5月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 件名及び数量
県立施設予約システム導入支援業務 一式
- (2) 調達案件の仕様
入札説明書による。
- (3) 履行場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁内

(4) 履行期間

契約締結の日から平成18年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の(1)から(3)までの要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうち、役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

(3) 平成17年5月17日（火）から同年6月1日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県総務部行政経営推進課

4 入札手続等

(1) 入札に係る問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課

電話 0857 - 26 - 7613

電子メールアドレス gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年5月17日（火）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月1日（水）午後2時

鳥取県庁第1会議室（鳥取県庁本庁舎地下1階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成17年5月26日（木）午後2時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月17日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

電子エックス線写真処理装置（CRシステム）の賃貸借及び保守業務 一式

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 納入期限

平成18年3月31日（金）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る賃借料及び保守料の月額を、(3)の借入期間内において合計した額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、リース若しくはレンタルに係るもの又は医療機器に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年5月30日（月）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

- (3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の賃貸業の届出を行っている者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成17年5月17日（火）から同年6月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続

- (1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課電子カルテ担当

電話 0857 - 26 - 2271（内線2211）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年5月17日（火）午前9時から同月31日（火）午後5時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）交付する。

- (3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月28日（火）午後2時（郵送による入札書の受領期限は、平成17年6月28日（火）正午）

鳥取県立中央病院第6会議室（2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年6月14日（火）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下

「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance Computed Radiography System, 1 Set

(2) Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 14, June, 2005

(3) Time - limit for the submission of tenders : 2:00 PM 28, June, 2005

Time - limit for the submission of tenders by registered mail : Noon 28, June, 2005

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration

Department, Tottori Prefectural Central Hospital

730 Edu Tottori - shi 680 - 0901 Japan

TEL 0857 - 26 - 2271 ex. 2211

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月17日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

医用画像情報（R I S ・ P A C S ）システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月23日（木）

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち医療機器に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年5月30日（月）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

(5) 平成17年5月17日（火）から同年6月27日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680 - 0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課電子カルテ担当

電話 0857 - 26 - 2271（内線2211）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年5月17日（火）午前9時から同月31日（火）午後5時までの間（日曜日及び土曜日を除く。）交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月28日（火）午後2時20分（郵送による入札書の受領期限は、平成17年6月28日（火）正午）

鳥取県立中央病院第6会議室（2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする

物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年6月14日(火)午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Picture Archiving and Communication System, 1 Set

(2) Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 14, June, 2005

(3) Time - limit for the submission of tenders : 2:20 PM 28,June,2005

Time - limit for the submission of tenders by registered mail : Noon 28,June,2005

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration

Department, Tottori Prefectural Central Hospital

730 Edu Tottori - shi 680 - 0901 Japan

TEL 0857 - 26 - 2271 ex. 2211

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年5月17日

鳥取県営病院事業管理者 三 原 基 之

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

内視鏡・超音波画像情報システム 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年3月23日(木)

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち医療機器に係るものを有すること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格を有しないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年5月30日(月)午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定による医療用具の販売業の届出を行っている者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であること。

(5) 平成17年5月17日(火)から同年6月27日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続

(1) 入札書の提出場所及び問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課電子カルテ担当

電話 0857-26-2271(内線2211)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年5月17日(火)午前9時から同月31日(火)午後5時までの間(日曜日及び土曜日を除く。)交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年6月28日（火）午後2時10分（郵送による入札書の受領期限は、平成17年6月28日（火）正午）
鳥取県立中央病院第6会議室（2階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年6月14日（火）午後5時まで提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに財務規程、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ultrasonic and Endoscopic Information System, 1 Set

(2) Time - limit for the submission of documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 14, June, 2005

(3) Time - limit for the submission of tenders : 2:10 PM 28, June, 2005

Time - limit for the submission of tenders by registered mail : Noon 28, June, 2005

(4) Place of contact for the notice : Property Management Division, Administration
Department, Tottori Prefectural Central Hospital
730 Edu Tottori - shi 680 - 0901 Japan
TEL 0857 - 26 - 2271 ex. 2211